

三宅町公式マスコットキャラクターグッズ委託販売取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三宅町公式マスコットキャラクターグッズ(以下「グッズ」という。)の委託販売の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(グッズ販売の委託)

第2条 町長は、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等で従業員が常駐する店舗等を有する個人(以下「法人等」という。)にグッズの販売を委託することができる。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある法人等には、グッズの販売を委託しない。又、税の滞納がないこと。

(契約の締結)

第3条 法人等にグッズの販売を委託するときは、グッズ販売委託契約を締結しなければならない。

(取扱グッズの種類及び販売希望価格)

第4条 グッズの種類及び販売希望価格は、別表第1のとおりとする。

(グッズの取扱い)

第5条 法人等はグッズの引渡しを受けたときは、数量及び相当する金額その他の必要な事項を記載した受領書を町長に提出しなければならない。

2 法人等は、グッズを善良なる管理の下に保管するものとし、汚損、毀損、亡失したときは賠償の責めを負うものとする。

(販売手数料)

第6条 法人等への手数料については、販売希望価格の30パーセントとする。

(支払いについて)

第7条 法人等は、毎月末で集金した販売希望価格の商品代金から手数料を差引いた金額を報告し、町からの請求書によって、その翌月末までに町へ支払うものとする。

(指示等)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、法人等に対してグッズの取扱方法その他に関して指示し、又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

第9条 町長は、法人等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、グッズ販売委託契約を解除することができる。

- (1) 契約書の規定に違反したとき
- (2) その他、町長が不相当と認めたとき。

(グッズの返却)

第10条 法人等は、前条の規定により契約を解除されたときは、その保有するグッズを直ちに返却しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日より施行する。

別表第1 (第4条関係)

商品名	販売希望価格 (税込)
クリアファイル	1枚 100円
缶バッジ	1個 100円
ピンバッジ	1個 300円